

健感発 0929 第 1 号
雇児母発 0929 第 1 号
平成 26 年 9 月 29 日

公益社団法人日本助産師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

平素から、予防接種行政及び母子保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 10 月 1 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 247 号）が施行されることにより、水痘が定期の予防接種の対象疾病となります。

これを踏まえ、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）に規定する母子健康手帳の様式の一部について、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 112 号）により改正し、同日から適用することとしており、その改正内容及び母子健康手帳の記載事項の取扱いについて、別紙のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区衛生・母子保健主管部（局）長あて通知しました。

つきましては、貴職におかれましても、当該内容及び取扱いについて、貴会会員への周知を図るとともに、今後の円滑な予防接種の実施に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。